



Safety and Health

安全と健康

No.237

今月のおススメ改善事例

【トランス等の電気製品を作っている工場】
※ヴェトナム・カント省労働衛生環境センター(ECHO)の参加型安全衛生トレーニング・WSE&OSHMSによって実現した改善

【改善前:グラインダー切断作業では
火花と粉じんが拡散する。】



【改善後:カバーを付けて、水をためた容器に
火花を誘導して粉じんを抑える。】



- 労基法の大改悪に反対の声を!...2
- 特報 ヴェトナム・カント省ECHOとの共同プログラムの進展...3
- センター活動
 - ・東京安全衛生センター定例会「夜勤交代制勤務のいま」...7
 - ・出稼ぎ労働者の健康を考える集い2002...8
 - ・第10回東京労働安全衛生学校...9
 - ・参加型トレーニングに有効なツール開発...10
- 地域から・相談から
 - ・電気工の腰椎脊椎管狭窄症が業務上認定...13
 - ・塗装工がホルムアルデヒドによる中毒で業務上認定...14
- 年末特別エッセイ・寄稿「下戸の愚痴」...15
- センター活動日誌&スケジュール...16

特定非営利活動法人

東京労働安全衛生センター機関紙

〈頒価〉200円

発行人:平野敏夫

住所:〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F

Tel (03)-3683-9765 Fax (03)-3683-9766

E-mail etoshc@jca.apc.org

Homepage URL <http://www.jcaapc.org/etoshc/>

振替:【郵便】00160-8-183157

【中央労金亀戸支店】284-1612779

発行日:2002年12月28日



地域から・相談から…

電気工の腰椎脊柱管狭窄症が業務上認定

今年4月、新宿の大学病院に入院中のTさん（男性・62歳）から相談があった。電気工としてビル新築工事のテナント入居用の電気設備工事の作業に従事していたが、昨年7月に腰痛を発症し仕事ができなくなった。3年前に腰部脊柱管狭窄症で手術を受けたが、その後完治し、バリバリと現場の仕事をこなしていた。

昨年7月、港区の44階建てのビル新築工事の現場では、「のび馬」と呼ぶ金属製の作業台を使い、天井の配線工事を担当していた。作業台の重量は約30kg、高さ1.5から1.8m。天井内の配線工事を進めるごとに作業台をおり、ヘルメットを被った頭と両手で「のび馬」を持ち上げながら頻りに移動を繰り返した。工事期間満了の短期集中工事であったため、現場の作業は混雑し、不安定な作業台の移動を繰り返すうちに腰が痛くなった。現場は7月末で終わり、次の現場に入ることを控えて腰の様子をみていたが、いっこうに腰痛は治まらない。やむなく10月に大学病院に受診した。3年前、腰部脊柱管狭窄症の手術の際、腰椎を固定したボルトを抜く手術を受けることとなった。

Tさんは病院の医療ソーシャルワーカーに相談。

労災の可能性があるのでセンターを紹介された。Tさんの雇用先は孫請け会社。元請会社の事業主証明を取るのに手間取ったが、労災請求手続きをとった。今年5月末に三田労基署に出向き、作業の態様を詳しく書いた申立書を提出。その後10月に聞き取り調査を受け、11月半ばに業務上の認定が出た。

もともと腰部脊柱管狭窄症の手術で腰椎を固定し、その後の経過は良好だった。Tさんは何の不安もなく電気工の仕事が続けられた。ところが、今年の夏場の暑い盛り、港区の高層ビル建設現場の作業で、「のび馬」と呼ぶ作業台を使い、天井の配線工事を行った。いちいちのび馬を畳んで持ち運ぶことができないため、踏み台の下に頭をいれ、両手で持ち上げながら移動させていた。こうした作業態様により腰部に相当の負担がかかり、腰椎固定部に支障をきたし腰痛の再発をもたらしたと考えられる。（事務局・飯田）

塗装工がホルムアルデヒドによる中毒で業務上認定

昨年8月渋谷労基署にホルムアルデヒドによる中毒を労災請求した塗装工のKさんは（当時58才・男性）に対し1年以上の調査を経てこの11月やっと業務上認定の決定が下された。

塗装職人のKさんは長年自営だったが、長引く不況で技術を活かし2001年春、新聞紙上で募集していた塗装・雑工としてリフォーム会社で働くことにした。

6月後半、Oハイツ401号の塗装作業と下馬のS邸の物置の作業を受け持つことになった。

Oハイツは部屋のリフォームで22日が初日で25、27日と床、天井、壁、ベランダ等の塗装を担当したKさんは25、27日とシンナーを使って台所壁、天井、ワク、床などを洗う作業、防水用床ニス塗る作業をした。下馬のS邸は、駐車場の奥の一角（6畳程度）を合板で間仕切りして物置を作るとのこと、23日に大工の補助が始まり26日、28日と塗装に入った。

Kさんが初めて症状を感じたのは26日、S邸での作業中だった。23日に大工の補助の際に合板を使って間仕切りを作るのを手伝い、3日が経過していた。24、25日と大工さんは、さらに作業を進め、26日、間仕切り内部の床合板の上には、接着剤を使って、床シートが貼ってあった。

Kさんは、入った途端あたりに立ちこめている異臭に気づいた。みると間仕切り内部の床上には、施主のSさんが設置したと思われる空気清浄機がおかれていた。この異臭にたまりかねて設置されたものだった。

しかし、天井から床を全く密閉してしまっているこの物置の構造では、清浄機をonにしても、異臭（使用した合板から放出されたホルムアルデヒドであると思われる）を浄化するどころか、ただ物置内の空気をむなしくかき回しているだけである。

KさんははSさん宅に声をかけ、「こうした場合、扇風機のほうが良いので貸してくれ」とお願いしたが、Sさん宅ではエアコン使用で扇風機は一台もないとのこと。仕方なく仕事を始めたが10時を回った頃には眼がかすみ、頭痛に襲われはじめた。たまりかね、「体調が悪く作業がうまく進められないので手伝って欲しい」と連絡を入れ、営業メンバーの一人に午後応援に来てもらってその日の作業をなんとか終了させた。

その日からKさんは眼のかすみと痛み、涙目、頭痛で眠れなくなってしまった。涙目・頭痛が続く翌日、昨日とは違う現場・Oハイツで一日防水用の床ニス作業をした。28日、もう一度、S邸に行き再び10時頃にはもう限界と判断し早退した。帰りは車の運転をしなければならなかったが、何度も眼がかすみ前方がわからなり生きた心地がしなかったと言う。

コンクリート造りの駐車場の行き止まり部分に仕立てたS邸の物置は、6畳ほどの空間を天井から床までびったりと合板で密閉した状態となっていた。Kさんは、例年のない猛暑と湿度も重なって合板から放出したホルムアルデヒドが密閉度の高い物置の中に滞留し、これに曝露したことが認められたのである。

（事務局・内田）